

首都圏飲食店との SAGA BAR 連携委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

首都圏飲食店との SAGA BAR 連携業務委託

2 目的

県では、佐賀県産の日本酒、焼酎及びリキュール等（以下「佐賀酒」という。）を通して、有田焼等の伝統工芸品や県産食材などの佐賀のホンモノを体感できる「SAGA BAR」の取組を推進することにより、日本酒どころ佐賀を全国に発信し、佐賀酒の需要喚起や販路開拓につなげるため、SAGA BAR プロモーション事業を展開している。

本業務においては、東京都内の飲食店（以下「都内飲食店」という。）と連携して消費者に佐賀酒の楽しみ方や飲み方を提案し、継続的に佐賀酒を消費者に訴求するとともに、首都圏の酒販店や飲食店に佐賀酒を知っていただく機会を創出することで、佐賀酒の販路拡大や継続的な消費につなげることを目指す。

3. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、本県と決定委託事業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施にあたっては、関係者と連携を密にすること。

4. 前提条件

委託業務を実施するにあたっては、以下の条件を満たすこととする。

- (1) 都内飲食店及び SAGA BAR（佐賀県佐賀市駅前中央）と連携した佐賀酒フェアを実施し、来店者に佐賀酒に対するポジティブな印象を持ってもらい、リピートにつながるような佐賀酒の楽しみ方を提案できるイベントを実施する。
- (2) イベントは、連携する飲食店の営業時間内に実施することとし、運営についても基本的には飲食店に委ねるものとする。
- (3) イベントの実施期間は、都内飲食店・SAGA BAR で各 1 か月程度とし、各店舗にて期間中に 1 回ずつ、店舗貸し切りイベントを実施する。都内飲食店での貸し切りイベントにおいては、県内の蔵元又は佐賀酒の説明を行うことができるゲストを 2 名程度起用すること。また、SAGA BAR での貸し切りイベントにおいては、都内飲食店スタッフを 2 名以上起用すること。
- (4) 都内飲食店での貸し切りイベント当日は、佐賀酒と県産食材を使用したメニューを提供すること。
- (5) イベント期間中に提供する佐賀酒は、県内酒蔵の商品（市場に流通しているもの）をできるだけ各 1 銘柄以上選定する。ただし、仕入れの状況やイベントの性質によっ

ては、県と受託者との協議により、商品数を限定することができる。

- (6) 都内飲食店において、佐賀酒や県産食材の新たな楽しみ方を提案するようなメニューを3品程度開発し、SAGA BAR へレシピを提供すること。
- (7) イベント期間中は、可能な限り伝統工芸品や県産食材を積極的に使用すること。
- (8) イベント期間中は、SAGA BAR のロゴを使用した装飾を行い、イベントに関連するメニューや広報物には SAGA BAR ロゴを使用すること（店舗の装飾に必要な物品は県が提供する）。

5. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、各種法令の遵守に努め、効果的な事業展開を図るものとする。

- (1) 4 記載の前提条件に基づき、都内飲食店との調整を行うこと。
- (2) 都内飲食店でのイベントは、一般消費者の他、首都圏の酒販店や飲食店を招待すること。

6. 留意事項

- ・店舗貸し切りイベントに係る謝金と旅費は、本業務委託の費用として計上すること。
ただし、都内飲食店での貸し切りイベントで起用するゲストに係る謝金と旅費については別途県が負担する。
- ・連携する飲食店が県産品を使ったメニュー開発の試作や提供する佐賀酒を選定するための試飲などに係る経費（試作用の食材費や試飲用の佐賀酒購入費等）は、原則として本業務委託の費用として計上すること。
- ・イベント時に提供するメニューに使用する食材や佐賀酒の仕入れなどに係る経費は、連携する飲食店で負担すること。

7. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

8. 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物を指定する部数ずつ、本県が指定する納入期限までに納めるものとする。

- (1) 実績報告書 1部

- (2) その他、本県と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

※紙で作成する成果品（実績報告書等）については、電子データでも1部納品するものとする。